

青森大学教務委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則 第56条の規定に基づき、本大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学年、学期その他教務に関すること
- (2) 教育課程及び履修方法の運用に関すること
- (3) 教養教育の実施及び学部間調整に関する事項
- (4) 各学部の教務に関する調整事項
- (5) その他全学的に共通な教務事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務委員長
- (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから複数名
- (3) 教務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 委員長は、教務委員長があたる。

3 委員会に副委員長を置き、学長が命ずる。

4 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。

5 教務委員会の中に教職に関する部会および関係部会を置くことができる。規程については別に定める。

(学部教務委員会)

第4条 委員会に、学部ごとに学部教務委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

2 学部教務委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正し、施行する。